

# 国民保護に関する新座市計画 避難実施要領パターン



新 座 市

平成21年4月

(令和7年3月変更)



# 目次

## 1 避難実施要領の作成に当たって

- (1) 避難実施要領とは ..... 1
- (2) 避難実施要領の事前作成について ..... 1

## 2 避難措置に係る基本的事項

- (1) 避難の指示の伝達 ..... 3
- (2) 避難実施要領の作成 ..... 3
- (3) 避難実施要領に記載する項目 ..... 4
- (4) 避難実施要領の作成の際における考慮事項 ..... 4
- (5) 避難実施要領の内容の伝達等 ..... 5

## 3 避難実施要領のパターン

- (1) 想定する事態の検討 ..... 6
- (2) 事態の特徴 ..... 6
- (3) 事前作成する事態別避難実施要領パターン ..... 8
  - パターン1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ..... 10
  - パターン2 着上陸侵攻 ..... 16
  - パターン3 弾道ミサイル攻撃（着弾前） ..... 21
  - パターン4 弾道ミサイル攻撃（着弾後） ..... 24

## 参考

- 避難実施要領の様式例 ..... 30
  - 例1 屋内避難用 ..... 31
  - 例2 域内避難及び域外避難用 ..... 32
  - 例3 最小限の項目に限った避難実施要領 ..... 36



## 1 避難実施要領の作成に当たって

---

### (1) 避難実施要領とは

避難実施要領は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という）において、市は、武力攻撃事態等が発生し、県から避難の指示の通知を受けた場合、直ちに、避難実施要領を定めることと規定されており、武力攻撃事態等が発生した際に活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで住民の避難を円滑に行えるようにするため、避難の経路、手段、誘導の実施方法等の住民の避難に必要な事項を記載するものである。

### (2) 避難実施要領の事前作成について

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるに当たっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要があり、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかかなりの時間を要することになってしまう。

このため、速やかに避難住民の誘導を実施できるように「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という）で想定される武力攻撃事態の類型に合わせて複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものである。

また、現実の国民保護事案の態様は、事案の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別ではあるが、避難実施要領のパターンを平時から作成することによって、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定のノウハウを培うことも目的の一つである。

○ 避難実施要領の作成根拠

根拠規定	内 容
国民保護法第61条第1項	市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。
国民の保護に関する基本指針 第4章 第1節 4 避難住民の誘導 (1) 平素からの備え	市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
国民保護に関する埼玉県計画 第2編 第4章 第2節 モデル避難実施 要領の作成	市町村長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して周知しておくものとする。
国民保護に関する新座市計画 第2編 第4章 第2節 モデル避難実施 要領の作成	市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して周知する。

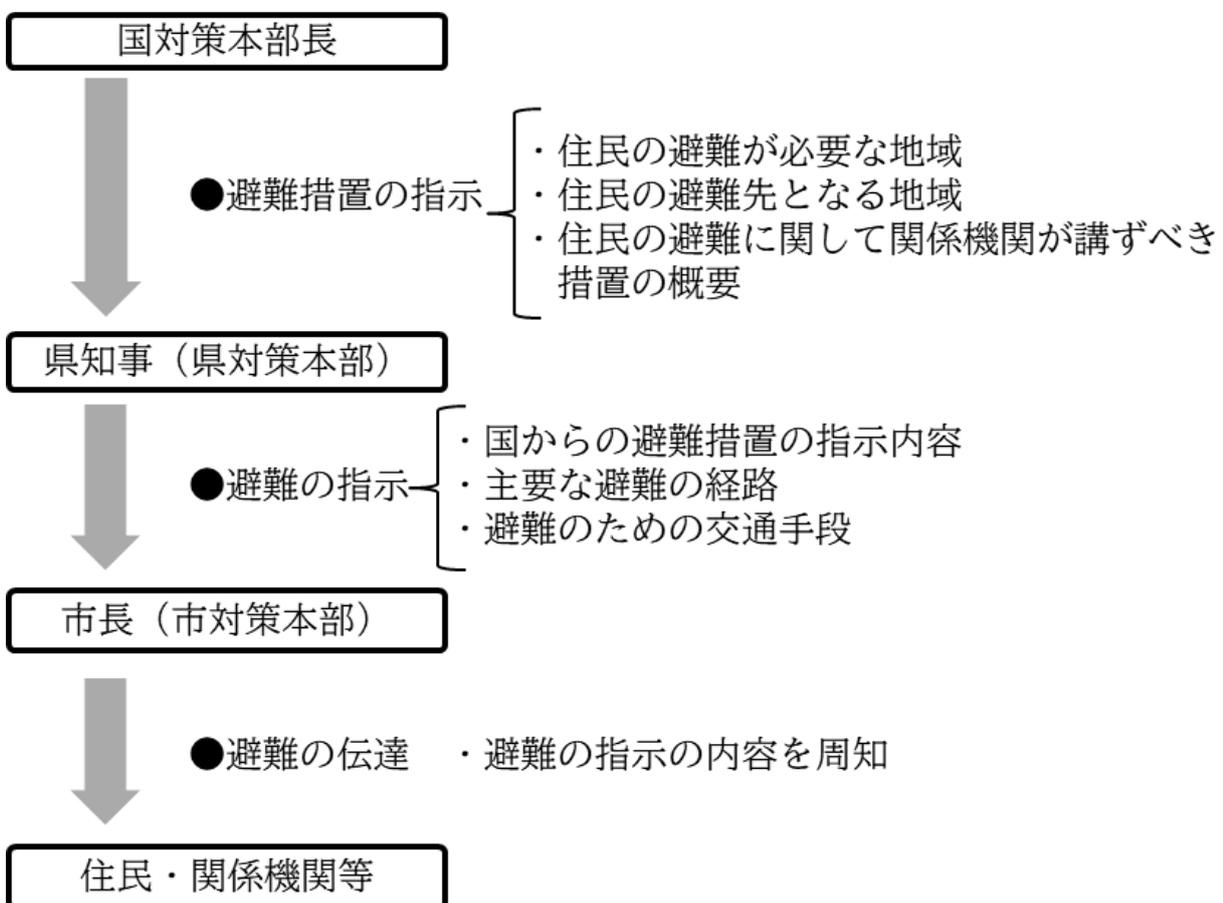
## 2 避難措置に係る基本的事項

### (1) 避難の指示の伝達

ア 武力攻撃事態等が発生した場合、市長は、県知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

イ 県知事による避難の指示が行われた場合、市長は、その内容を住民に迅速に伝達する。

#### ○ 避難の指示の流れ



### (2) 避難実施要領の作成

ア 避難実施要領の通知・伝達が速やかに行えるよう、平時に避難実施要領のパターンを作成しておく。

イ 市長は、県知事から避難の指示を受けた場合は、指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に作成する。

- ウ 避難住民の誘導に当たっては、関係機関が交通規制など避難住民の誘導に大きな役割を果たすことから、市の他の執行機関、県、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴取する。
- エ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合は、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。
- オ 緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。

○ 避難実施要領に定める事項（国民保護法第61条第2項）

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領に記載する項目

避難実施要領の作成に際しては、上記法定事項、「国民保護に関する新座市計画」に基づき、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

- ア 要避難地域
- イ 避難住民の誘導の実施単位
- ウ 避難先の住所及び施設名
- エ 一時集合場所
- オ 集合時間及び集合にあたっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市町村職員、消防団員の配置等
- ク 要配慮者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認方法
- コ 避難誘導時の食糧の支援・提供方法
- サ 避難住民の携行品
- シ 緊急時連絡先

(4) 避難実施要領の作成の際における考慮事項

避難実施要領の作成に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容確認（地域ごとの避難時期、優先度、避難の形態）
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災状況の分析）

- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による輸送））
- オ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）  
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 要配慮者の避難方法の決定
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領の作成後、直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局、警察署、その他の関係機関に通知する。

### 3 避難実施要領のパターン

#### (1) 想定する事態の検討

ここで作成する避難実施要領パターンは、実際に国民保護事案が発生した際に作成する避難実施要領そのものではなく、あくまでも事前に事態を想定して、その対応を用意するものである。

このため、パターン作成に当たっては、どのような事態が起きるのか、それに対して国、県からどの程度具体的な指示が来るのか等を検討し、現実的で合理的な想定を設定することは重要である。

また、国民保護事案として想定される事態は多種多様であり、どのような事態が想定されるかは地理的特性や施設等により異なるが、想定する事態としては、武力攻撃事態の4類型や緊急処理事態の4例が考えられる。

#### (2) 事態の特徴

基本指針において、武力攻撃事態は、①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型が想定されており、緊急処理事態は、①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃、②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃、③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃、④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が例として考えられている。

住民の避難に関する措置を実施する際には、事態の特徴を考慮しながら避難方法を検討することが必要であることから、事態ごとのおおまかな特徴を把握しておくことが重要である。

#### ○ 想定される事態及びその特徴

区 分		特 徴
武力 攻撃 事態	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。</li><li>・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。</li><li>・ 航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。</li></ul>

武力攻撃事態	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。</li> <li>・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</li> </ul>
	弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。</li> <li>・弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。</li> </ul>
	航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。</li> <li>・都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。</li> <li>・攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</li> </ul>
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所等やダムの破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。</li> <li>・建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。</li> </ul>
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</li> </ul>
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。</li> <li>・爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。</li> </ul>

緊急処事態	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	
	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。</li> <li>・放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。</li> <li>・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。</li> </ul>
	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。</li> <li>・発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>・毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。</li> </ul>
化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</li> <li>・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> </ul>	

(3) 事前作成する事態別避難実施要領パターン

事前作成を行う避難実施要領パターンは、「国民保護に関する新座市計画」第2編第4章第2節「モデル避難実施要領の作成」に基づき、武力攻撃事態のうち、次の事態について作成する。

- パターン1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃（10頁）
- パターン2 着上陸侵攻（15頁）
- パターン3 弾道ミサイル攻撃（着弾前）（21頁）
- パターン4 弾道ミサイル攻撃（着弾後）（24頁）

上記の事案が発生し、県から避難の指示の通知を受けた場合にこの避難実施要領パターンを基準に避難実施要領の作成を行う。

○ 事前作成を行わない事案について

武力攻撃事態のうち航空攻撃について、また、緊急対処事態については、本要領における事前作成は行わない。

このため、航空攻撃について県から避難の指示の通知を受け、避難実施要領を作成する必要がある場合、兆候を事前に察知できる場合は「パターン2 着上陸侵攻」、兆候を事前に察知できない場合は状況に応じて、「パターン3 弾道ミサイル攻撃（着弾前）」又は「パターン4 弾道ミサイル攻撃（着弾後）」に準じて避難実施要領を作成する。

また、緊急対処事態について県から避難の指示の通知を受け、避難実施要領を作成する必要がある場合、発生した事態に応じて適当な避難実施要領パターンを選択するため、発生した事態に応じて、適当な避難実施要領パターンを選択し、避難実施要領を作成する。

○ 事態の概要

▼状況設定…武装集団が爆発物を所持し、ふるさと新座館に立てこもっている。また、武装集団の要求は、同胞の解放であり、要求が認められない場合は、ふるさと新座館を爆破すると宣言している。

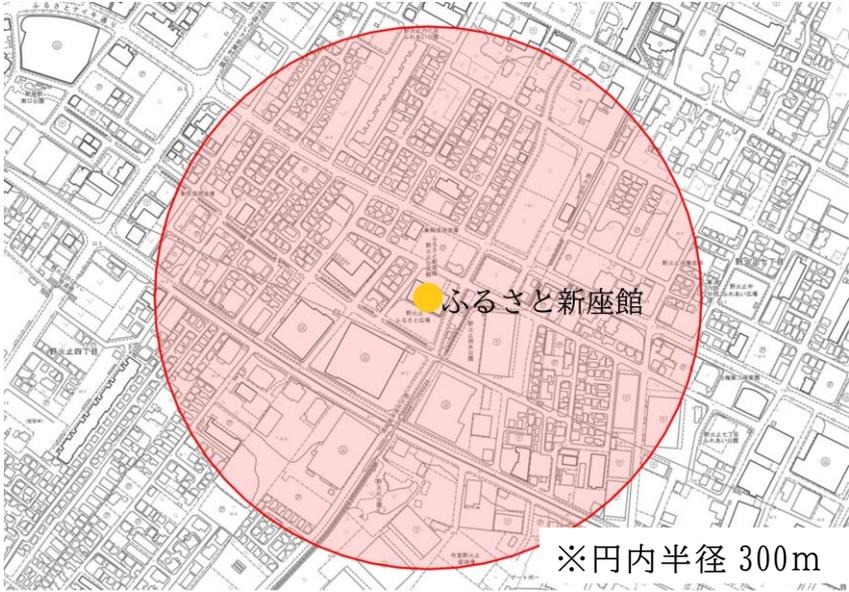
▼避難先…域内避難

▼避難設定…武装集団が立てこもりをしているふるさと新座館から離れるように避難が必要

▼避難規模…限定された地域

▼避難期間…数時間から数日と想定

避難実施要領	
新座市長 令和**年**月**日**時**分現在	
域内避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
別添のとおり	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和**年7月1日 10:00
発生場所	ふるさと新座館
実行の主体	〇〇国武装工作員
事案の概要と被害状況	(1) ふるさと新座館で発生した武装集団の立てこもりは、爆発物を所持しているとみられる。 (2) 人質の有無については不明だが、武装集団が立てこもりを開始した時刻にはイベントが開催されていた。 (3) 武装集団の要求は、日本で逮捕された同胞の解放であり、本日中に要求が認められない場合には、ふるさと新座館を爆破すると宣言している。 (4) 国の事態対策本部長は、武力攻撃事態に認定し、県及び本市を対策本部設置の自治体に指定した。

今後の予測・影響と措置	(1) 武装集団は、要求が認められない場合、人質ごと爆破する可能性があり、付近住民を避難させる必要がある。 (2) 犯行声明で説明した爆発物の性能からふるさと新座館を中心に半径300メートルまで被害が及ぶことが予測される。
気象の状況	天候：晴れ 気温：30℃ 風向：南西 風速：2m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	 <p>※円内半径 300m</p> <p>ふるさと新座館（新座市野火止六丁目1番48号）を中心に半径300mを要避難地域とする。 該当地区 ・野火止四丁目2～5番地 ・野火止六丁目1～5番地 ・野火止七丁目3～6番地</p>
避難先と避難誘導の方針	(1) ふるさと新座館を中心に半径300mに所在する、野火止四丁目、六丁目、七丁目の一部の住民を避難させる。 (2) 避難先は、要避難地域外の大和田小学校、第二中学校、野火止小学校、新座市民会館とする。 (3) 各避難先まで原則、徒歩により移動する。 (4) 自力歩行困難者等の避難行動要支援者については、公用車及び救急車等による搬送を行う。 (5) 避難誘導の方法については、各現場において、警察、消防、自衛隊等からの情報や助言により、適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても修正する。
避難開始日時	令和**年7月1日 15:00
避難完了予定日時	令和**年7月1日 23:00
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	(1) 埼玉県 ア 県国民保護対策本部を設置し、県国民保護計画に基づき対応中 イ 県内市町村から情報収集中 (2) 消防 ア 市対策本部へのリエゾン派遣

	イ ふるさと新座館から半径300mを基準に不測の事態に備え消防車を配備 (3) 警察 ア 市対策本部へのリエゾン派遣 イ 要避難地域内の道路を交通規制 ウ 避難者の誘導 (4) 自衛隊 ア 市対策本部へのリエゾン派遣 イ 第32普通科連隊は、防衛出動命令を受け行動中 ウ 避難者の避難誘導
連絡調整先	(1) 本避難実施要領の伝達 市対策本部から県、消防局、警察署、自衛隊及び関係機関に伝達する。 (2) 職員の派遣 県対策本部に市職員2名を派遣

### 3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	武装集団の要求期限が1日24時と明確であることから、必ず期限までには区域内の全員を避難させる必要がある。武装集団の態度の変化により爆発が起こる可能性があることから、期限内であっても早期に避難を完了させる必要がある。
地域の特性	ふるさと新座館の近くに物品販売店舗があり、施設単位の避難と自治会単位の避難が混在する。また、ふるさと新座館の半径300mに病院の一部がかかるため、必要に応じて入院患者の避難も必要となる。 道路については、交通規制を行うふるさと新座館の半径300mに国道254号があり、渋滞が予想されるため、自動車での移動は時間を要する。
時期による特性	低気圧の影響により降雨の可能性がある。

### 4 避難者数(単位:人)

地区名	野火止四丁目	野火止六丁目	野火止七丁目	合計
避難者数(計)	552	579	169	1300
うち避難行動要 支援者数	9	12	3	24
うち外国人等の数	9	4	2	15

### 5 避難施設

5-1 避難施設				
避難先地域	—	—	—	
避難施設名	大和田小学校	第二中学校	野火止小学校	新座市民会館
所在地	大和田一丁目 1番30号	野火止七丁目 17番10号	野火止四丁目 9番1号	野火止一丁目 1番2号
収容可能人数(人)	348	392	294	307
連絡先(電話等)	048-477-2021	048-477-1212	048-477-1211	048-481-1111
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	—	—	—	—

所在地	—	—	—	—
連絡先（電話等）	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—
その他の留意事項等	—	—	—	—
<b>6 避難手段</b>				
輸送手段	鉄道→バス→船舶→徒歩・その他（避難行動要支援者は車両搬送）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	—		
	台数	—		
	輸送可能人数	—		
	連絡先	—		
輸送力の配分の考え方	—			
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な避難行動要支援者は、避難施設まで市保有車両等による搬送を行う。		
	その他（入院患者等）	自力歩行が困難な入院患者は、避難施設又は受入先の病院まで市保有車両及び救急車等による搬送を行う。		
<b>7 避難経路</b>				
避難に使用する経路	主な避難経路は、「県道新座和光線、増木あすか通り、国道254号」とする。			
交通規制	実施者の確認	新座警察署		
	規制にあたる人数	**名程度		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	新座警察署、陸上自衛隊第32普通科連隊		
	規制にあたる人数	**名程度		
	規制場所	交通規制の付近で警備を行う。		
<b>8 避難誘導方法</b>				
8-1 避難（輸送）方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—	—	—
	輸送手段	—	—	—
	避難先	—	—	—
	集合時間	—	—	—
	その他（誘導責任者等）	—	—	—
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	野火止四丁目	野火止六丁目	野火止七丁目
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩
	避難経路			
	避難先	野火止小学校 新座市民会館	大和田小学校 野火止小学校	第二中学校
	避難完了予定日時	令和**年7月1日 23:00		
	その他（誘導責任者等）			

避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者名簿を活用して個別に設定する。
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた避難を実施
	輸送手段	公用車
	避難経路	
	避難先	上記の避難先
	避難開始日時	令和**年7月1日 15:00
	避難完了予定日時	令和**年7月1日 23:00
<b>8-2 職員の配置方法</b>		
配置場所	避難所（4か所）、交通規制箇所（11か所）	
人数	避難所：5名、交通規制箇所：各2名	
現地調整所	—	
<b>8-3 残留者の確認方法</b>		
確認者	市職員、消防及び消防団員	
時期		
場所	野火止四丁目、野火止六丁目、野火止七丁目	
方法	広報車で呼びかけ及び戸別訪問による確認	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	令和**年7月1日 23時00分	
<b>8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法</b>		
食事時期	—（徒歩避難時は提供せずに、必要な場合は避難施設にて提供）	
食事場所	—	
提供する食事の種類	—	
実施担当部署	—	
<b>8-5 追加情報の伝達方法</b>		
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等		
<b>9 避難時の留意事項（主に住民）</b>		
自宅から避難する場合の留意事項		
基本事項		
避難する際は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類、最小限の着替えや日用品、常備薬、非常持ち出し袋等を携行するものとする。隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。		
事態の特性		
武装集団が発砲するおそれもあり、細心の注意が必要となる。		
時期の特性		
熱中症対策に留意する。		
一時集合場所での対応		
—		
—		
<b>10 誘導に際しての留意事項（職員）</b>		
(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。		
(2) 避難誘導員は、腕章等を装着して、誘導員であることの立場や役割を明確にし、そ		

<p>の活動に理解と協力を求めること。</p> <p>(3) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静な行動を呼びかけること。</p>	
<p><b>11 情報伝達</b></p>	
<p>避難実施要領の住民への伝達方法</p>	<p>(1) 防災行政無線を用いて避難行動に関する内容を伝達</p> <p>(2) 市広報車、消防車両の活用</p> <p>(3) 市公式LINE等により伝達</p>
<p>避難実施要領の伝達先</p>	<p>(1) 住民（避難行動に関係する内容のみ）</p> <p>(2) 関係機関</p> <p>ア 埼玉県国民保護対策本部事務局</p> <p>イ 新座警察署</p> <p>ウ 南西部消防局</p> <p>エ 陸上自衛隊第32普通科連隊</p> <p>オ その他関係機関</p>
<p><b>12 緊急時の連絡先</b></p>	
<p>新座市 国民保護／緊急対処事態対策本部</p>	<p>電話： FAX：</p>

○ 事態の概要

▼状況設定…〇〇国の軍隊が東京湾から着上陸し、今後、武力攻撃を行  
いながら北西へ侵攻する可能性がある。

▼避難先…域外避難

▼避難設定…着上陸侵攻から退避するため、域外避難が必要

▼避難規模…市内全域

▼避難期間…数か月と想定

○ 事態の考え方

着上陸侵攻が想定される場合、本市の地理的条件を考慮すると、侵攻  
の防除、住民の避難等については、国が総合的な計画を作成し、その計  
画にしたがって自治体及び関係機関が行動するものと考えられる。

また、避難実施要領を作成するに当たっては、国の全般的な統制に基  
づいて、その細部事項を市が作成することになると考えられるため、こ  
こで作成する避難実施要領は、具体的な事態を想定した記述とはせず記  
載概要を記述するに留める。

避 難 実 施 要 領	
新座市長 令和**年**月**日**時**分現在	
域外避難	
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>	
<p>着上陸侵攻に伴う避難は、避難規模が市内全域となる可能性があり、その場合、多数の自治体への分散避難になると考えられる。</p> <p>このため、国の事態対策本部が広域避難についての大枠を計画し、関係自治体はその計画の枠組みの範囲で細部計画を作成することが想定される。</p>	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
<b>2-1 事態の状況</b>	
発生時期	—
発生場所	—
実行の主体	〇〇国
事案の概要と被害状況	<p>国の事態対策本部長は、武力攻撃事態に認定し、県及び県内自治体を対策本部設置の自治体に指定した。</p> <p>※具体的な内容は、対処基本方針の内容等を踏まえ、必要事</p>

	項を補足して記載する。	
今後の予測・影響と措置	国の避難措置の指示、県の避難の指示に基づいて記載する。	
気象の状況	—	
2-2 避難住民の誘導の概要		
要避難地域	市内全域	
避難先と避難誘導の方針	国の避難措置の指示、県の避難の指示に基づいて記載する。 記載内容としては、(1)避難方法について、(2)避難に関する留意事項、(3)避難受入先自治体の計画について、(4)避難誘導について等を記載することが考えられる。	
避難開始日時	令和**年**月**日	
避難完了予定日時	令和**年**月**日	
2-3 関係機関の措置等		
措置の概要	県、消防、警察、自衛隊及び関係機関は、国民保護計画等に基づく措置を行っている。	
連絡調整先	(1) 本避難実施要領の伝達 市対策本部から県、消防局、警察署、自衛隊及び関係機関に伝達する。 (2) 職員の派遣 県対策本部に市職員2名を派遣	
3 事態等の特性で留意すべき事項		
事態の特性 (除染の必要性等)	避難措置の指示等を受け、避難を具体化する上で特徴的な事項を記載する。想定される特性の一例は以下のとおり。 (1) 着上陸が行われる場所は、直前まで不明である。 (2) 侵攻地域には、侵攻に先立って弾道ミサイル、航空攻撃、特殊部隊の攻撃等が行われる可能性がある。 (3) インフラ施設等に対するサイバー攻撃が併用される可能性がある。 (4) 市内全域避難となるため、行政機能を移転する可能性がある。	
地域の特性	(1) 避難先に応じて、東西南北に避難が可能である。 (2) 他の自治体に避難するため、避難行動要支援者の対応に時間がかかると想定される。	
時期による特性	避難が長期化すれば季節が変わる。	
4 避難者数（単位：人）		
地区名	野火止地区	国の避難措置の指示、県の避難の指示に基づいて記載することとなる。 避難者数は、当時の状況に基づき記載する。
避難者数（計）	****	
うち避難行動要支援者数	***	
うち外国人等の数	**	
5 避難施設		
5-1 避難施設		
避難先地域	〇〇市	国の避難措置の指示、県の避難の指示に基づいて記載することとなる。 以下の点について考慮する。 (1) 市内全域の避難とする場合、避難者数が十数万人となるため、多数の自治体へ分散避難とな
避難施設名	〇〇〇小学校	
所在地	〇〇市・・・	
収容可能人数（人）	****	
連絡先（電話等）		

連絡担当者	〇〇課〇〇	る可能性がある。		
その他の留意事項等		(2) 避難期間は数か月以上に及ぶことも考えられる。		
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	国の避難措置の指示、県の避難の指示に基づいて作成した輸送計画において、一時集合場所を設定する場合は記載する。			
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	国の避難措置の指示、県の避難の指示に基づいて記載する。 避難先が比較的近傍である場合は、徒歩による避難が考えられ、広域避難となる場合は、公共交通機関を使用した避難が考えられる。			
輸送手段の詳細				
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段				
7 避難経路				
避難に使用する経路	国の避難措置の指示、県の避難の指示に基づいて記載する。 避難者が膨大な数であるため、避難開始後は、円滑な交通の流れを確保するため、一方通行の指定等を行うことが考えられる。			
交通規制				実施者の確認
				規制にあたる人数
				規制場所
警備体制				実施者の確認
				規制にあたる人数
	規制場所			
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区	〇〇地区	●●地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			国の避難措置の指示、県の避難の指示に基づいて作成した輸送計画において、一時集合場所を設定する場合は記載する。
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他（誘導責任者等）			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位			国の避難措置の指示、県の避難の指示に基づいて記載する。 避難行動要支援者等の避難については、公用車での輸送や介護事業者へ協力を依頼することが考えられる。
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難完了予定日時			
	その他（誘導責任者等）			
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位			
	避難行動要支援者への支援事項			

	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難開始日時			
	避難完了予定日時			
<b>8-2 職員の配置方法</b>				
<p>(1) 徒歩で避難する場合は、避難経路の要所に市職員等を避難誘導員として配置する。</p> <p>(2) 電車やバスを使用した広域避難となる場合は、その駅やバス停に市職員等を連絡調整や避難住民の確認として配置する。</p> <p>(3) 避難先が比較的近傍かつ少数であれば、避難先自治体に職員を派遣し、避難先自治体と連携して避難者の円滑な体制を構築する。</p>				
<b>8-3 残留者の確認方法</b>				
確認者	国の事態対策本部が示す方針等に基づき、残留者の確認を行う。			
時期				
場所				
方法				
措置				
終了予定日時				
<b>8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法</b>				
食事時期	国の事態対策本部が示す方針等に基づき、避難誘導時の食糧の支援及び提供を行う。			
食事場所				
提供する食事の種類				
実施担当部署				
<b>8-5 追加情報の伝達方法</b>				
避難者が全国規模で移動し、行政機関の移転も伴うなかでの情報伝達は、国、県、市が放送事業者の協力を得ながら一体的に行うことになると考えられる。				
<b>9 避難時の留意事項（主に住民）</b>				
自宅から避難する場合の留意事項				
基本事項				
避難する際は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類、最小限の着替えや日用品、常備薬、非常持ち出し袋等を携行するものとする。隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。				
事態の特性				
着上陸侵攻を前提とした避難は、帰還についての見通しが立たないため長期間の避難が予想されることや要避難地域が戦場となるなど、ほかの事態における避難とは異なる。				
時期の特性				
<p>(1) 夏期の場合は熱中症対策が必要</p> <p>(2) 冬期の場合は防寒対策が必要</p> <p>(3) 乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性もある。</p> <p>(4) 降雨が予想される場合、着替えやカッパ等の準備を伝達する。</p>				
一時集合場所での対応				

—	
—	
<b>10 誘導に際しての留意事項（職員）</b>	
<p>(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>(2) 避難誘導員は、腕章等を装着して、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>(3) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静な行動を呼びかけること。</p>	
<b>11 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	避難者が全国規模で移動し、行政機関の移転も伴うなかでの情報伝達は、国、県、市が放送事業者の協力を得ながら一体的に行うことになると考えられる。
<b>12 緊急時の連絡先</b>	
新座市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話： FAX：

パターン3 弾道ミサイル攻撃（着弾前）

○ 事態の概要

▼状況設定…日本国周辺における〇〇国において、弾道ミサイルの発射の兆候があることが判明し、市内全域において屋内避難の措置を取る必要がある。

▼避難先…屋内避難

▼避難設定…時間的余裕がなく、緊急に屋内避難させる必要がある。

▼避難規模…市内全域

▼避難期間…数時間

避難実施要領	
新座市長 令和**年**月**日**時**分現在	
屋内避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
別添のとおり	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和**年3月14日 9:30
発生場所	—
実行の主体	〇〇国
事案の概要と被害状況	国の事態対策本部は、弾道ミサイル発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、全国の都道府県に対して警報を発令するとともに、避難措置の指示（屋内避難）を通知した。
今後の予測・影響と措置	(1) 弾道ミサイルが発射された場合、速やかに対応できるように、市民に対して警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、市民のとるべき行動について周知する。 (2) 弾道ミサイルが本市内に着弾した場合に備えて、市対策本部を設置する手順を確認するとともに、必要な資料等を準備する。
気象の状況	天候：晴れ 気温：15℃ 風向：南東 風速：3m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市内全域
避難先と避難誘導の方針	県の避難の指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル

	発射前には、それぞれ市民のいる場所の近傍の堅牢な建物、建物の地階等の屋内へ避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。
避難開始日時	—
避難完了予定日時	—
<b>2-3 関係機関の措置等</b>	
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 埼玉県 県国民保護対策本部を設置し、県国民保護計画に基づき対応中</li> <li>(2) 消防 情報収集中</li> <li>(3) 警察 情報収集中</li> <li>(4) 自衛隊 情報収集中</li> </ul>
連絡調整先	
<b>3 事態の特性で留意すべき事項</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 弾道ミサイルの着弾地域の予測は困難</li> <li>(2) 市域に着弾が確認された場合は、化学剤等の有無を検知する必要がある。</li> <li>(3) 弾道ミサイルの攻撃は、複数回行われる可能性がある。</li> <li>(4) 全市域を対象とした避難を行う必要がある。</li> <li>(5) ミサイルの着弾音と思われる不審な音を聞いた場合、市、消防、警察へ通報するよう、住民に周知の必要がある。</li> </ul>	
<b>4 住民の行動（基本事項）</b>	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
<b>屋内にいる場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用中の火気は消し、ガスの元栓を閉めるなど火災の発生を防止する。</li> <li>(2) ドアや窓を閉め、窓やドアからは離れる。</li> <li>(3) NBC弾頭が使用される可能性があるため、エアコンや換気扇を停止して、必要により粘着テープ等で目張りを行い、外気からの遮断に留意する。</li> <li>(4) スマートフォン、防災行政無線、テレビ・ラジオ等により情報を収集する。</li> </ul>	
<b>屋内にいない場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 近傍に避難施設、堅牢な建物がある場合は、当該施設に避難する。</li> <li>(2) 近傍に避難施設等がない場合は、建物、低地、樹林等を利用し爆風、飛散物からの遮蔽を図る。</li> <li>(3) 遮蔽を図ることが困難な場合は、その場で低い姿勢を取り頭部を保護する。</li> <li>(4) 車両内にいる場合は、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止める。</li> </ul>	

5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	(1) 防災行政無線を用いて避難行動に関する内容を伝達 (2) 市公式LINE等により伝達 (3) 弾道ミサイルが発射され、本市の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、Jアラートによりサイレン吹鳴が実行される。
避難実施要領の伝達先	(1) 住民（避難行動に関係する内容のみ） (2) 関係機関 ア 埼玉県国民保護対策本部事務局 イ 新座警察署 ウ 南西部消防局 エ 陸上自衛隊第32普通科連隊 オ その他関係機関
6 緊急時の連絡先	
新座市 国民保護／緊急処理事態対策本部	電話： FAX：

パターン4 弾道ミサイル攻撃（着弾後）

○ 事態の概要

▼状況設定…日本国周辺における〇〇国において、弾道ミサイルが発射され、市域に着弾したことから、該当する地域において域内避難の措置を取る必要がある。

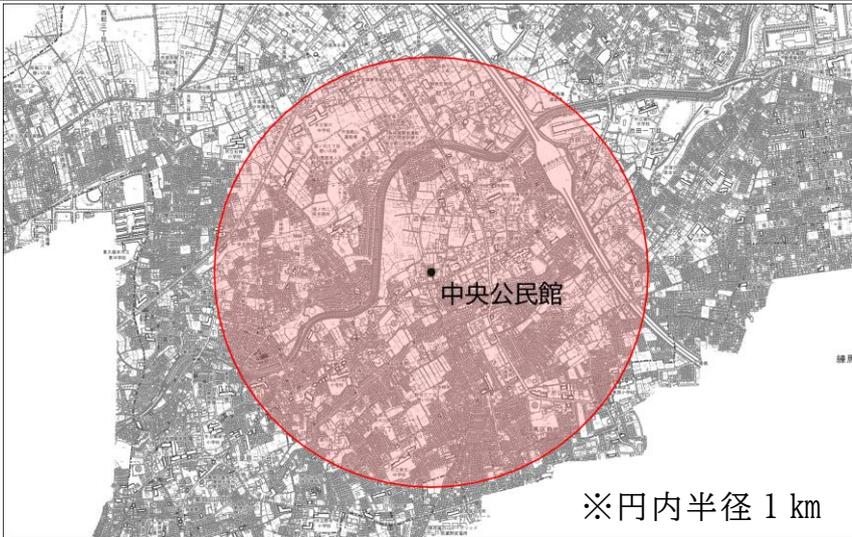
▼避難先…域内避難

▼避難設定…〇〇国から発射された弾道ミサイルが市域に着弾したため、域内避難が必要

▼避難規模…限定された地域

避 難 実 施 要 領	
新座市長 令和**年**月**日**時**分現在	
域内避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
別添のとおり	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和**年3月14日 11:00
発生場所	新座市道場二丁目（中央公民館付近）
実行の主体	〇〇国
事案の概要と被害状況	(1) 道場二丁目に弾道ミサイルが落下し、負傷者が発生している。 (2) 弾道ミサイルの種類は、現在不明（NBC弾頭の可能性あり）
今後の予測・影響と措置	(1) 負傷者等の救助 現地で活動している警察、消防等による救助活動を継続する。この際、NBC弾の可能性があるため、不用意に現場に近づかないよう、関係機関に徹底する。 (2) 弾道ミサイルの種類の特定 県を通じ自衛隊に対し、化学剤等の検知等について支援を要請している。 (3) 除染の実施 化学剤等が使用されている場合、避難住民のための除染所を開設する。
気象の状況	天候：晴れ 気温：15℃ 風向：北 風速：3m/s

## 2-2 避難住民の誘導の概要

<p>要避難地域</p>	 <p>着弾位置（中央公民館付近）を中心に半径 1 km を要避難地域とする。</p> <p>該当地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堀ノ内一丁目、二丁目、三丁目、</li> <li>・道場一丁目、二丁目</li> <li>・片山一丁目、二丁目</li> <li>・石神一丁目、二丁目、三丁目、四丁目</li> <li>・野寺一丁目、二丁目、三丁目</li> </ul>
<p>避難先と避難誘導の方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 着弾位置に近い要避難地域の住民を避難させる。</li> <li>(2) 要避難地域外の小中学校、県立高等学校、市民総合体育館に一時避難させる。</li> <li>(3) 各避難所に避難者を収容できなくなった場合は、避難先を増やし、バス等の車両を調整の上、移動させる。</li> <li>(4) 要避難地域外の住民についても、不要不急の外出は避け、屋内避難の継続を呼びかける。</li> </ol>
<p>避難開始日時</p>	<p>令和**年 3 月 14 日 13:00</p>
<p>避難完了予定日時</p>	<p>令和**年 3 月 14 日 18:00</p>
<p>2-3 関係機関の措置等</p>	
<p>措置の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 埼玉県             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県国民保護対策本部を設置し、県国民保護計画に基づき対応中</li> <li>イ 医療救護活動の構築に向け関係機関と調整中</li> <li>ウ 県内市町村から情報収集中</li> </ul> </li> <li>(2) 消防             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 消防警戒区域を設定し、救助活動を実施中</li> <li>イ 除染が必要な可能性があるため、除染の準備中</li> </ul> </li> <li>(3) 警察             <ul style="list-style-type: none"> <li>要避難地域内に入る主要道路を交通規制</li> </ul> </li> <li>(4) 自衛隊             <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護等派遣が命じられ、活動の内容について県や関係機関と調整中</li> </ul> </li> </ol>
<p>連絡調整先</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本避難実施要領の伝達             <ul style="list-style-type: none"> <li>市対策本部から各班、県、消防局、警察署、自衛隊及び関係機関に伝達する。</li> </ul> </li> <li>(2) 職員の派遣</li> </ol>

	県対策本部に市職員2名を派遣 現地調整所の開設及び運営のため、職員3名を現地調整所予定地に派遣			
<b>3 事態等の特性で留意すべき事項</b>				
事態の特性 (除染の必要性等)	(1) 弾頭が化学弾であれば化学剤の種類により除染方法、曝露時の処置、残留時間等が異なる。 (2) 化学剤の種類によっては、防護装備が対応していないため活動できる部隊が限られることも考えられる。 (3) 要避難地域の住民の状況把握が困難 (4) 風向・風速の状況によっては影響が広範囲に及ぶ可能性がある。			
地域の特性	(1) 地域の結びつきが強く町内会単位の行動が期待できる。 (2) 高齢化が進んでおり、避難することが困難な方への対応に時間がかかると想定される。			
時期による特性	(1) 防寒対策に留意する。 (2) 乾燥する時期のため、感染症対策に留意する。			
<b>4 避難者数(単位:人)</b>				
地区名	堀ノ内地区	道場地区	片山地区	
避難者数(計)	307	319	739	
うち避難行動要 支援者数	15	15	33	
うち外国人等の数	8	11	17	
地区名	石神地区	野寺地区	合計	
避難者数(計)	1,448	1,187	4,000	
うち避難行動要 支援者数	79	55	196	
うち外国人等の数	24	25	86	
<b>5 避難施設</b>				
<b>5-1 避難施設</b>				
避難先地域	—	—	—	—
避難施設名	新座中学校	市民総合体育館	第三中学校	新座高等学校
所在地	野火止二丁目 4番1号	本多二丁目1 番20号	池田一丁目1 番1号	池田一丁目1 番2号
収容可能人数(人)	564	1,200	461	613
連絡先(電話等)	048-478-3668	048-478-8011	048-479-4051	048-479-5110
連絡担当者				
その他の留意事項等				
避難先地域	—	—	—	—
避難施設名	池田小学校	野寺小学校	西堀小学校	栗原小学校
所在地	池田四丁8番 49号	野寺五丁目1 番24号	西堀二丁18 番3号	栗原一丁目5 番1号
収容可能人数(人)	294	297	279	299
連絡先(電話等)	048-479-4051	042-473-9453	042-491-6671	042-473-7070
連絡担当者				
その他の留意事項等				

5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	—	—	—	—	—
所在地	—	—	—	—	—
連絡先（電話等）	—	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—	—
その他の留意事項等	—	—	—	—	—
6 避難手段					
輸送手段	鉄道→バス→船舶→徒歩・その他（避難行動要支援者の移動については、自家用車避難を可とする。）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	—			
	台数	—			
	輸送可能人数	—			
	連絡先	—			
輸送力の配分の考え方	—				
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な避難行動要支援者は、避難施設まで市保有車両等による搬送を行う。			
	その他（入院患者等）	自力歩行が困難な入院患者は、避難施設又は受入先の病院まで市保有車両及び救急車等による搬送を行う。			
7 避難経路					
避難に使用する経路		主な避難経路は、「主要地方道保谷・志木線、産業道路、並木産業スマイルロード」とする。			
交通規制	実施者の確認	新座警察署			
	規制にあたる人数	**名程度			
	規制場所	主な避難経路を主体として要避難地域外周での交通を規制する。			
警備体制	実施者の確認	新座警察署			
	規制にあたる人数	**名程度			
	規制場所	交通規制の付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区		—	—	—	—
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—	—	—	—
	輸送手段	—	—	—	—
	避難先	—	—	—	—
	集合時間	—	—	—	—
	その他（誘導責任者等）	—	—	—	—
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	堀ノ内地区 道場地区	片山地区	石神地区	野寺地区
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難経路				
	避難先	新座中学校 市民総合体育館	第三中学校 新座高等学校	西堀小学校 栗原小学校	池田小学校 野寺小学校

	避難完了予定日時	令和**年3月14日 18:00
	その他（誘導責任者等）	
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者名簿を活用して個別に設定する。
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた避難を実施
	輸送手段	公用車
	避難経路	
	避難先	上記の避難先
	避難開始日時	令和**年3月14日 13:00
	避難完了予定日時	令和**年3月14日 18:00
<b>8-2 職員の配置方法</b>		
配置場所	<p>市対策本部は関係機関と調整し、要避難地域から避難所にわたる間の職員の配置場所及び配置数を決定する。</p> <p>(1) 避難経路 市職員を避難経路の主要な交差点に配置する。 避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行う。</p> <p>(2) 避難所 市職員を各避難所に配置する。</p>	
人数	<p>(1) 避難経路 主要な交差点に2名1組で配置する。</p> <p>(2) 避難所 職員を各避難所に5名配置する。</p>	
現地調整所	連絡員として市職員を3名配置する。	
<b>8-3 残留者の確認方法</b>		
確認者	防護装備を備えた部隊	
時期		
場所	要避難地域	
方法	防護装備を備えた部隊による戸別訪問や車両による広報	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	令和**年3月14日 17時00分	
<b>8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法</b>		
食事時期	—（徒歩避難時は提供せずに、必要な場合は避難施設にて提供）	
食事場所	—	
提供する食事の種類	—	
実施担当部署	—	
<b>8-5 追加情報の伝達方法</b>		
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等		
<b>9 避難時の留意事項（主に住民）</b>		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	
		避難する際は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証などの顔写真付きの

	本人確認書類、最小限の着替えや日用品、常備薬、非常持ち出し袋等を携行するものとする。隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
事態の特性	
	(1) 手袋、帽子、マスク等を着用し、皮膚の露出を極力控える。 (2) なるべく屋外で行動する時間を短くする。
時期の特性	
	(1) 防寒対策に留意する。 (2) 乾燥している場合、火災が発生すると延焼拡大する可能性がある。
避難所での対応	
	(1) 家族の所在等避難状況の通報 (2) 汚染の恐れのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼びかけるとともに、体調の悪化を確認したときは、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。
<b>10 誘導に際しての留意事項（職員）</b>	
	(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 (2) 避難誘導員は、腕章等を装着して、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 (3) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静な行動を呼びかけること。 (4) 避難誘導の際は、風下方向への避難は避けるとともに、皮膚の露出を極力控える。 (5) 屋外で活動する職員は、常に自らの健康状態を確認し、体調に異変を感じたら直ちに市対策本部に連絡するとともに、医療機関の指示を受ける。 (6) 屋外で活動する職員は、I P無線機等を携行し、市対策本部からの情報に絶えず注意する。
<b>11 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	(1) 防災行政無線を用いて避難行動に関する内容を伝達 (2) 市広報車、消防車両の活用 (3) 市公式LINE等により伝達
避難実施要領の伝達先	(1) 住民（避難行動に関係する内容のみ） (2) 関係機関 ア 埼玉県国民保護対策本部事務局 イ 新座警察署 ウ 南西部消防局 エ 陸上自衛隊第32普通科連隊 オ その他関係機関
<b>12 緊急時の連絡先</b>	
新座市 国民保護／緊急処理事態対策本部	電話： FAX：

### ○ 避難実施要領の様式

避難実施要領に決められた様式はなく、事態に応じて必要事項を記載すれば良いものであり、より柔軟に対応することができるものであるが、あらかじめ必要と思われる項目を様式として用意しておき、事案によって不明又は不必要な部分は空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられる。

一定の基礎情報、考慮事項等について記載し、一覧性を持たせたものとして、屋内避難と市域内避難・市域外避難の様式例を次のとおり示す。

また、現実に作成に時間的猶予のない事態が発生した場合等では、避難実施要領に最小限の事項のみを記載することが考えられるため、最小限の項目に限った避難実施要領の様式例も示しておく。

例1 屋内避難用

避 難 実 施 要 領		新座市長 分現在
令和 年 月 日 時		
屋 内 避 難		
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>		
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>		
<b>2-1 事態の状況</b>		
発生時期	年 月 日 :	
発生場所		
実行の主体		
事案の概要と被害状況		
今後の予測・影響と措置		
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___ m/s	
<b>2-2 避難住民の誘導の概要</b>		
要避難地域		
避難先と避難誘導の方針		
避難開始日時		
避難完了予定日時		
<b>2-3 関係機関の措置等</b>		
措置の概要		
連絡調整先		
<b>3 事態の特性で留意すべき事項</b>		
<b>4 住民の行動（基本事項）</b>		
屋内避難の指示を受けた場合の対応		
屋内にいる場合		
ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。		
屋内にいない場合		
できる限り近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。		
<b>5 情報伝達</b>		
避難実施要領の住民への伝達方法		
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。	
<b>6 緊急時の連絡先</b>		
新座市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：	
	FAX：	

例2 域内避難及び域外避難用

避 難 実 施 要 領					新座市長 分現在
令和 年 月 日 時					
市町村域内避難 及び 市町村域外避難					
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>					
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>					
2-1 事態の状況					
発生時期	年 月 日 :				
発生場所					
実行の主体					
事案の概要と被害状況					
今後の予測・影響と措置					
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s				
2-2 避難住民の誘導の概要					
要避難地域					
避難先と避難誘導の方針					
避難開始日時					
避難完了予定日時					
2-3 関係機関の措置等					
措置の概要					
連絡調整先					
<b>3 事態等の特性で留意すべき事項</b>					
事態の特性 (除染の必要性等)					
地域の特性					
時期による特性					
<b>4 避難者数 (単位：人)</b>					
地区名				合計	
避難者数 (計)					
うち避難行動要 支援者数					
うち外国人等の数					
<b>5 避難施設</b>					
5-1 避難施設					
避難先地域					
避難施設名					
所在地					
収容可能人数 (人)					

連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他 ( )			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	避難行動要支援者			
	その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他（誘導責任者等）			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難完了予定日時			
	その他（誘導責任者等）			

避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位				
	避難行動要支援者への支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期					
食事場所					
提供する食事の種類					
実施担当部署					
8-5 追加情報の伝達方法					
9 避難時の留意事項（主に住民）					
自宅から避難する場合の留意事項					
基本事項					
事態の特性					
時期の特性					
一時集合場所での対応					

<b>10 誘導に際しての留意事項（職員）</b>	
(心得・安全確保・服装等)	
<b>11 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
<b>12 緊急時の連絡先</b>	
新座市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話： FAX：

例3 最小限の項目に限った避難実施要領

避難実施要領			
令和 年 月 日 時			新座市長 分現在
<b>1 警報の内容</b>			
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)			
<b>2 避難の指示</b>			
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)			
<b>3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）</b>			
要避難地域			
要避難者数			
うち避難行動要 支援者数			
避難先地域			
一時集合場所及び集合方法			
集合時間			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
<b>4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）</b>			
避難施設	名称		
	所在地		
	連絡先		
避難に当たっての留意事項	(携行品・服装等・避難誘導中の食糧等の支援)		
追加情報の伝達方法			
<b>5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項2号）</b>			
職員の配置場所・人数			
職員間の連絡方法			

避難行動要支援者の避難誘導方針	
残留者の確認方法	
<b>6 緊急時の連絡先</b>	
新座市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話： FAX：



国民保護に関する新座市計画  
避難実施要領パターン

新座市危機管理室